



内部東小学校だより

自然を愛し、人間性豊かにたくましく生きる子どもの育成

四日市市立内部東小学校

令和3年6月23日

第3号



ICT活用特集号

「タブレットドリル」活用を進めています

今年度初めから一人に一台タブレットが配備され、朝学や授業で使用しています。内部東小学校では、PTA 予算でご協力いただき、市内に先駆けて「タブレットドリル」を導入しています。ソフト内の多様な問題から『問題を選択⇒画面に直接回答⇒ソフトが答え合わせ』という流れで学習します。子どもたちは瞬時に自分の実力を知ったり、できた喜びを感じたりすることができ、現在も朝の学習などで積極的に取り組んでいます。



夏休みの宿題の一部に、「タブレットドリル」を取り入れます

四日市市教委から、夏休み中にタブレットを家庭に持ち帰り活用するよう通知がありました。子どもたちにとって、慣れてきたタブレットの扱いを忘れないためにも、夏休み中の学習を効率的に進めるためにも、またお家の方にタブレットの活用をご覧いただく機会としても、よいことだと捉えています。

この機会に、夏休みの宿題には、持ち帰ったタブレットを使い、「タブレットドリル」を使ったドリル学習にも取り組みます。子どもたちは1学期の学校での学習の続きとして取り組むことができます。また、例年は『サマーワーク』など、夏休みの宿題用にドリルを購入していますが、タブレットでドリル学習を行うことにより、ドリルを購入する必要がなくなります。



もちろん、すべてがタブレットの宿題になるわけではありません。従来の「プリントなど、紙に書く宿題」もあります。

タブレットに関するご心配について

「タブレットで宿題となると、ネット環境がないとできないのでは？」

タブレットドリルは、ネット環境がなくても使用可能なため、大丈夫です。

「タブレットでゲームなどしてしまうのではないか」

「インターネットにつないで、ネットトラブルに巻き込まれたりしないか」

上記のように、ネット環境がなくても使用可能なため、ご心配な場合は、ご家庭にネット環境があってもネットにつながず使用すれば、ネットトラブルは回避できます。

ただ今後、子どもたちが ICT 機器に触れる機会はどんどん増えると予想されます。そのため、「使わせない」ことよりも、「正しく使う意識を育てる」ことが重要になると考えています。いわゆるネットモラルやマナーなどの約束について、学校でも指導しますが、お家でも話し合っただけであればと思います。



裏面に続きます ☞

タブレット使用の意識向上を

子どもたちは、現在使っているタブレットを6年生進級まで持ち上がり、卒業時に返却します。そのタブレットは、次の新入生が使用することになります。そこで子どもたちには、**いずれ下級生に引き継ぐことを考え大切に使う**よう、日々指導しています。また、学校ではネット検索をして調べ物をすることもあります。学校のタブレットは、フィルタリング機能により、有害サイト等にはつながらない設定になっていますが、「**学習に使う**」ことを繰り返し指導しています。

別途、四日市市教委からの『タブレット学習をはじめる前に』をお渡ししました。このリーフレットを参考に、**ご家庭でもタブレット使用上の約束について話し合ってください**ますようお願いいたします。以下の点についての確認は必要だと考えています。



- タブレットは、卒業までの借り物であることを忘れず大切に扱う。
- タブレットは学習にのみ使う。(学習と関係ないサイトなどに接続しない)
- タブレットを使う場所や、使う時間を決める。(就寝時には持ちこまない)

特に、P1、P2を親子でお読みの上、約束について話し合いをお願いします。

『事前リハーサル』を行います

夏休みに持ち帰ってから「うまく使えない」ということを防ぐため、**7月の第一週と第二週の土日（7月3日～4日、10日～11日）に、タブレットを持ち帰り、タブレット活用の「事前リハーサル」を行います。**



金曜日		土・日曜日		月曜日
タブレットをランドセルに入れて下校	⇒	自宅でタブレットドリルの宿題	⇒	タブレットをランドセルに入れて登校

※不具合など困ったことがあった場合は、月曜日に担任にお知らせください。

- ・ 登下校時は、タブレットを普段学校で使っているタブレットケースに入れ、ケースごとランドセルに入れます。金曜日、月曜日については、他の持ち物を減らすよう配慮します。
- ・ 『事前リハーサル』では金曜日にフル充電の状態を持ち帰り、ACアダプターは持ち帰りません（夏休みの持ち帰り時には、ACアダプターを持ち帰ります）。
- ・ 個別懇談時、会議室に「**タブレット相談コーナー**」を設け、ご質問やご相談を受け付けます。

『確認書』の提出をお願いします

タブレットの持ち帰り使用にあたっては、市教委の規定により、**事前に『学習者用タブレット端末利用確認書』**をご提出いただく必要があります。別紙『学習者用タブレット端末の利用についての確認書』をお読みの上、確認書の提出をお願いいたします。今後もタブレット使用上の約束について、ご家庭でも話し合う機会を持っていただき、『タブレット持ち帰り』が意義ある学習につながるよう、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

学習者用タブレット端末利用確認書



令和3年6月 25 日 (金)

までにご提出ください。